

台風など異常気象や緊急事態の対応について

《 特別警報・危険警報・警報が発令された場合（波浪警報は除く） 》

（1）予測できるもの 例：台風 大雨 大雪

台風接近や、突然の気象変化等で、東広島市に『特別警報』・『危険警報』・『警報』が発令された場合、次のような措置をとります。

- 午前7時現在、東広島市に『特別警報』・『危険警報』・『警報』が発令されている場合、臨時休園にします。
- 午前7時より前に東広島市の『特別警報』・『危険警報』・『警報』が解除された場合は、平常通り保育を行います。
- 園児が幼稚園にいる間に『特別警報』・『危険警報』・『警報』が発令された場合は、すぐ一で園児引き渡し降園の連絡をします。安全面に気をつけて迎えに来てください。
- 気象情報を収集して、次の日に『特別警報』・『危険警報』・『警報』が発令されると予測される場合は、その時点で次の日の臨時休園を決定することがあります。その際は、すぐ一でお知らせします。

※東広島市外にお住まいの場合、居住地に『特別警報』・『危険警報』・『警報』（波浪警報も含む）が発令されている、または発令が見込まれる際は、各自治体の避難情報等を最優先に、安全を第一にご判断ください。無理のない範囲でのご対応をお願いいたします。

（2）予測できないもの 例：地震 火事 不審者の侵入など

緊急事態が発生した場合は、すぐ一で事態をお知らせするとともに、保護者の皆様に園児の迎えをお願いする場合があります。

保護者の方と連絡がとれない場合は連絡がとれるまで園内でお預かりいたします。